

地方独立行政法人さんむ医療センター医学生奨学金等貸付実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人さんむ医療センター医学生奨学金等貸付規程（平成26年地方独立行政法人さんむ医療センター規程第60号。以下「規程」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付金額)

第2条 規程第4条の規則で定める奨学金等の貸付金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 医学生奨学金（大学1年生から6年生） 月額12万5千円

(2) 修学一時金（大学1年生） 500万円以内（その用途は、修学に必要な経費とする。）

2 奨学金は、半期ごとに交付するものとする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、1年分を一括して交付することができる。

3 修学一時金は、一括して交付する。

(貸付けの期間)

第3条 医学生奨学金の貸付けの期間は、規程第7条の規定により理事長が奨学金の貸付けを決定した日の属する月（理事長が特に必要と認める場合は、当該貸付けを決定した日の属する年度の4月）から、大学を卒業する日の属する月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学生奨学金は6年を限度とする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、延長することができる。

(貸付人員)

第4条 奨学金等の貸付人員は、地方独立行政法人さんむ医療センター（以下「法人」という。）中期計画及び業務評価等により決定するものとする。ただし、当分の間、奨学金等の貸付人員は、1年度につき若干名とする。

(貸付けの申請手続)

第5条 奨学金等の貸付けを受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請書に、同表の右欄に掲げる添付書類を添えて理事長に提出しなければならない。

区分	申請書	添付書類
医学生奨学金	医学生奨学金貸付申請書 (別記第1号様式)	1 住民票の写し 2 大学の在学証明書

		3 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書 (別記第2号様式) 4 成績証明書 5 その他理事長が必要と認める書類(未成年の場合は、親権者(法定代理人)同意書)
修学一時金	修学一時金貸付申請書 (別記第3号様式)	1 貸付けを受けようとする理由書 2 その他理事長が必要と認める書類(未成年の場合は、親権者(法定代理人)同意書)

(保証人)

第6条 規程第6条第1項の保証人は、奨学金等の償還及び利息の支払(以下「償還」という。)の責任を負うことができる資力を有する者でなければならない。

- 2 奨学金等の貸付けを受けた者は、保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとするときは、保証人変更願(別記第4号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
(貸付けの決定等)

第7条 規程第7条により貸付けの適否を決定するに当たっては、書面による審査のほか、必要に応じて面接等による審査を行うものとする。

- 2 規程第7条による通知は、医学生奨学金等貸付決定通知書(別記第5号様式)又は医学生奨学金等貸付不承認決定通知書(別記第6号様式)によるものとする。
(交付申請書の提出等)

第8条 規程第7条により貸付けの決定を受けた者(以下「貸付決定者」という。)は、直ちに医学生奨学金等交付申請書(別記第7号様式)を理事長に提出しなければならない。

- 2 貸付決定者は、奨学金の貸付けを受けている期間中は、毎年度、理事長の定める日までに医学生奨学金等交付申請書を理事長に提出しなければならない。この場合において、所属する学年を記載した在学証明書を添付しなければならない。
- 3 奨学金は、4月分から9月分までを4月に、10月分から3月分までを10月に交付するものとする。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 4 貸付決定者は、規程第8条により貸付けを休止され、又は中止された場合において、既に当該貸付けを休止され、又は中止された期間に係る奨学金等を受領しているときは、当該奨学金等を理事長が定める日までに一括して返還しなければならない。

(借用証書の提出)

第9条 奨学金の貸付けを受けた者は、奨学金の最後の交付を受けた日から7日以内に保証人が連署した借用証書（別記第8号様式の1）を理事長に提出しなければならない。

2 修学一時金の貸付けを受けた者は、交付を受けた日から7日以内に保証人が連署した借用証書（別記第8号様式の2）を理事長に提出しなければならない。

（業務の申出等）

第10条 奨学金等の貸付けを受けた者は、業務（規程第9条第1項第1号に規定する業務をいう。以下同じ。）に従事しようとするときは、さんむ医療センター勤務申出書（別記第9号様式）に履歴書及び医師免許証の写しを添えて理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、当該申出書を提出した者が業務に従事すべき期間を決定し、当該申出書を提出した者に通知するものとする。

3 法人で業務に従事している者が、当該業務の従事を終了しようとするときは、その終了予定日の6か月前までにさんむ医療センター勤務終了申出書（別記第10号様式）を理事長に提出しなければならない。

（償還の免除の申請等）

第11条 規程第9条又は第10条の規定により奨学金等の償還の全部又は一部の免除を受けようとする者は、医学生奨学金等償還免除申請書（別記第11号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに償還の免除の適否を決定し、医学生奨学金等償還免除決定通知書（別記第12号様式）又は医学生奨学金等免除不承認決定通知書（別記第13号様式）により申請者に通知するものとする。

（期間の算定方法）

第12条 業務に従事した期間の算定に当たっては、業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの期間をもって業務に従事した期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の期間内に連続した1月以上の研修及び休職（業務に起因するものを除く。以下同じ。）をし、又は停職となった期間があるときは、当該研修及び休職をし、又は停職となった期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数を除いた期間をもって業務に従事した期間とする。ただし、特に理事長が必要と認める期間は、業務に従事した期間とする。

（償還の猶予の申請等）

第13条 規程第12条による償還の猶予を受けようとする者は、医学生奨学金等償還猶予申請書（別記第14号様式）に、同条各号に掲げる事実を証する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

い。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに償還の猶予の適否を決定し、医学生奨学金等償還猶予決定通知書（別記第15号様式）又は医学生奨学金等猶予不承認決定通知書（別記第16号様式）により申請者に通知するものとする。

（届出書の提出）

第14条 奨学金等の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第17号様式）にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から14日以内に理事長に提出しなければならない。

- （1） 大学又は大学院を退学し、休学し、復学し、卒業し、若しくは修了し、又は停学の処分を受けたとき。
- （2） 臨床研修を中止し、休止し、再開し、又は変更したとき。
- （3） 奨学金等の貸付けを受けることを辞退するとき。
- （4） 大学又は大学院における修学又は臨床研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- （5） 氏名又は住所を変更したとき。
- （6） 医師の免許を取得したとき。
- （7） 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は死亡その他保証人として責任を負うことができない事由が生じたとき。ただし、保証人変更願を提出した場合は、この限りでない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、奨学金等の貸付けに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年3月1日から施行する。